

参加医療機関の院長 殿

参加薬局の開設者 殿

(事業実施責任者)

株式会社電算

能登北部医療圏地域医療連携システムの利用に係る
医療機関・薬局の安全管理規定 ひな形について

実証事業に参加される医療機関・薬局におかれましては、システムの利用開始にあたり安全管理の措置を講じる必要があります。

つきましては、貴院、貴薬局で安全管理規定を定め、関係者に周知を頂くようお願いいたします。

別紙の「医療機関・薬局の安全管理規定 ひな形」を添付します。

以上

能登北部医療圏地域医療連携システムの利用に係る 医療機関・薬局の安全管理規定 ひな形

この安全管理規定は、当院又は当薬局が、どこでもMY病院及び医療情報連携で構成される能登北部医療圏地域医療連携システム(以下、「本システム」という。)を利用する場合に、遵守すべき事項を定めるものである。

1. (目的)

この規定は、本システムを利用するために使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取り扱い及び安全管理に関する事項を定め、適正な利用に資することを目的とする。

2. (本システムに関する理念)

- (1) 本システムを取り扱う医療機関等に所属する医師、薬剤師及び従事者(以下、「利用者」という。)は、取り扱う情報が、自己責任の原則に基づいて行われることをよく理解しておかなければならない。
- (2) 本システムの利用者は、本システムに登録する情報及び閲覧利用する情報に関し、信頼性のある情報を迅速に提供できるよう、また、閲覧する情報の取り扱いについて、協力して環境を整え、適正な運営に努めなければならない。
- (3) 本システムの利用者は、本システムによって患者のプライバシーが侵害されることのないよう注意しなければならない。
- (4) 本システムへの情報の登録及び閲覧を行う場合は、当該情報に係る患者等の同意の下に実施しなければならない。

3. (管理組織)

- (1) 当院又は当薬局は、本システムに係るシステムの管理者(以下「システム管理者」という。)を置き、院長又は薬局開設者をもってこれに充てる。
- (2) 院長又は薬局開設者は、必要な場合、システム管理者を別に指名することができる。

4. (システム管理者の責務)

- (1) システム管理者は以下の責務を負う。
- (2) 本システムに用いる機器及びソフトウェアの利用に当たって、システムの機能を確認し、本システムの機能要件に挙げられている機能が支障なく運用される環境を整備すること。
- (3) 取り扱う情報の安全性を確保し、常に利用可能な状態に置くこと。
- (4) 本システムを利用する利用者の登録を管理し、そのアクセス権限を規定し、不正な利用を防止すること。
- (5) 本システムを正しく利用させるため、利用者の教育と訓練を行うこと。

5. (利用者の責務)

本システムの利用者は、以下の責務を負う。

- (1) 自身の IC カードやパスワード等を管理し、これを他者に利用させないこと。
- (2) パスワードを他人に知らせないこと。
- (3) 自身の IC カードによって、本システムに利用者自身を認識させること。
- (4) 本システムに登録する情報の作成は、作成者が責任を持つこと。
- (5) 本システムへ登録する情報は、複写された情報として一時保存されるため、原本となる情報は、情報の作成側で保存すること。保存期間は別途定める。
- (6) 本システムへ登録する情報で、記名・押印に換える電子署名を行う場合は、医師又は薬剤師自身の HPKIカードで署名し、タイムスタンプを付与すること。
- (7) 与えられたアクセス権限を越えた操作を行わないこと。
- (8) 閲覧した情報を、目的外に利用しないこと。
- (9) 患者のプライバシーを侵害しないこと。
- (10) 本システムの異常を発見した場合、速やかにシステム管理者に連絡し、その指示に従うこと。
- (11) 不正アクセスを発見した場合、速やかにシステム管理者に連絡し、その指示に従うこと。
- (12) 本システムの利用に際し、ネットワーク、機器、ソフトウェア等の貸与を受ける場合においては、善良なる管理者として適切に取り扱うこと。

6. (システムの機能要件)

本システムは、次の機能を備えるものとする。

- (1) 情報にアクセスしようとする者の識別と認証機能
- (2) 情報の項目に応じた利用者のアクセス権限の設定と不正なアクセスを排除する機能
- (3) 利用者の情報へのアクセス開始及び終了(システムへのログイン・ログアウト)の記録を保存する機能
- (4) 利用者が登録した情報を保存し、許可された利用者が閲覧できる機能
- (5) 利用者が登録を行った情報の記録及びその更新に際し、その日時並びに実施者をこれらの情報に関連付けて記録する機能
- (6) 保存された情報の複製(バックアップ)を作成する機能
- (7) 登録した情報の閲覧範囲設定とその変更、削除設定の機能(患者さん又はその代理者の設定又は申請による)
- (8) 患者さん又はその代理者の依頼と同意の元に、代行で情報を本システムに登録できる機能

7. (機器の管理)

- (1) 本システムの記録媒体を含む主要機器は、利用が許可されていない他の職員や外部の者が操作できないよう管理する。
- (2) 本システムのIPSec+IKEネットワークで利用される「トークン」又は「ルーター装置」は、院内又は薬局内でのみ使用するものとし、外部に持ち出さないこと。
- (3) 本システムで使用される機器の設置場所は、窃盗の危険を避けられる安全な場所とする。
- (4) 本システムで使用される表示装置は、外部の者からののぞき見、窃視等を避けられる場所に設置するものとする。

8. (患者さん又はその代理者へ提供する情報の管理)

提供すべき相手に対し確実に本人確認の上で渡す手段を講ずることとする。

9. (情報記録媒体の管理)

- (1) 本システムの利用者は、PC、CD、USBメモリ等可搬型情報媒体の盗難、情報の漏洩等の防止のため、内部で取り決めを行い、十分な安全管理を行うものとする。
- (2) 前項にて、万一情報の漏洩等により、何らかの損害が発生しても、事業管理者及び委託先事業者は責任を負わないものとする。

10. コンピュータのウィルス対策

- (1) 利用者は、ウィルス対策ソフトウェアを導入するものとし、常に最新バージョンに維持するものとする。
- (2) 危険なサイトには接続しないなど、その安全対策は、各施設において責任をもって実施するものとする。

11. (マニュアルの整備)

システム管理者は本システムの取り扱いについてマニュアルを整備し、職員に周知の上、利用できる環境におく。

12. (教育と訓練)

システム管理者は職員に対して、情報の安全性と個人情報保護に関する教育と研修の機会を与える。

13. (医療機関・薬局の責務)

利用する職員は、本規定及び利用規約を遵守し、本システムを利用するものとする。

15. (規定の施行日)

この規定は平成24年 8 月 23 日より施行する。

制定者 医療機関名又は薬局名 _____

院長又は開設者氏名 _____

以上